

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十号

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。